

長門市すくすく赤ちゃん応援券給付事業指定取扱店募集要項

1. 事業の趣旨

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに地域経済の活性化に資することを目的に、乳児の出生時におむつやミルク等の子育て用品を指定取扱店で購入できるながとすくすく赤ちゃん応援券を交付する。

2. 事業の概要

- (1) 名称 ながとすくすく赤ちゃん応援券（以下「応援券」という。）
- (2) 交付対象者 令和5年4月1日以降に出生し、交付申請時点において本市住民基本台帳に記録された子（以下「対象乳児」という。）を養育している保護者で、交付申請時点において対象乳児と同居の保護者
- (3) 交付内容 対象乳児1人につき48,000円分（1,000円券×48枚綴り）
 ※途中で転入などを理由に該当となった場合は、有効期間までの月数に応じて交付されます。
- (4) 交付開始 令和5年10月2日
- (5) 有効期限 対象乳児が2歳の誕生日を迎える月の前月末まで（応援券に明記）
- (6) 購入対象商品 おむつ（紙・布）、ミルク（粉・液体）、おしり拭き
- (7) 応援券の使用方法 あらかじめ応援券の取扱店として登録された店舗等で取り扱う物品の購入の対価として使用する。

3. 指定取扱店の参加資格

本事業に賛同し、応援券が利用できる長門市内に店舗を有する事業者
ただし、次の事業者は除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- (3) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. 指定取扱店遵守事項

- (1) 登録店舗であることが明確になるよう、入口やレジ周辺等の利用者が見やすい場所に市が交付するステッカーを掲示すること。
- (2) 応援券と現金の交換は禁止する。
- (3) 対象製品の購入総額が利用する応援券の額面の総額と同額または上回る場合に使用できるものとし、購入しようとする対象製品の額が応援券の額を超えた場合は、その差額は保護者において負担するものとする。
- (4) 有効期限を過ぎた応援券は受け取らない。
- (5) 登録店舗の変更・追加・廃止等がある場合、速やかに長門市子育て支援課に届け出ること。
- (6) 登録を廃止または取り消された場合は、速やかにステッカーを撤去すること。
- (7) この要項に違反する行為が認められた時は、指定取扱店の登録を取り消す場合がある。

5. 登録申請について

- (1) 申請窓口 長門市子育て支援課
- (2) 申請方法 本募集要項に規定する遵守事項に同意のうえ「ながとすくすく赤ちゃん応援券指定取扱店登録（変更）申請書」に必要事項を記入のうえ、助成金支払先金融機関の口座番号・口座名義の分かる書類を添えて申請（郵送提出可）。
- (3) 申請開始 令和5年9月15日（金）から随時受付（8時30分～17時15分（土日祝日除く））
※登録申請の意向がある場合は、当初のみ9月25日までにご連絡ください。
- (4) 登録通知 申請内容を審査し、登録する事業者には、後日長門市より「ながとすくすく赤ちゃん応援券指定取扱店登録通知書」及びステッカーを交付する。
- (5) その他 登録内容については長門市ホームページに公開する。

6. 助成金の請求手続き

対象乳児の保護者が登録店舗で対象用品を購入する際に応援券の利用枚数に応じた割引を実施。

- (1) 助成金請求窓口 長門市子育て支援課
- (2) 請求書方法 毎月受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、やむを得ない場合を除き翌月の15日までに「ながとすくすく赤ちゃん応援券助成金交付請求書」に受領した応援券を添えて、市長に請求する。
※毎月の集計は月末である必要はありません。
- (3) 助成金の支払 指定取扱店から請求があったときは、内容を審査し、請求のあった月の翌月の末日までに登録店舗の口座へ振り込みます。

7. 注意事項

- (1) 応援券裏面に引換日や登録店舗名を記入し使用済みであることが分かるようにしてください。（ゴム印可）
- (2) つり銭の交付は行わないでください。
- (3) 応援券を受領する際には、有効期限切れ、偽造券でないか確認の上受領してください。
- (4) 有効期限は、応援券利用者ごとに異なります。（有効期限は応援券に明記）
- (5) レジ前以外で事前に切り離された応援券は受領しないでください。

8. 問い合わせ先

長門市役所子育て支援課

〒759-4192 長門市東深川1339-2

電話 0837-23-1156 FAX 0837-23-1219

メールアドレス : jido@city.nagato.lg.jp

(参考) 応援券利用の流れ



